

## 通年会期制の実施について

令和5年第3回伊賀市議会（定例会）において「伊賀市議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例」が可決され、令和5年7月から「通年会期制」が実施されることとなりました。ついては、通年会期制の詳細は下記のとおりですので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 概要

通年会期制は、定例会の回数を年1回、会期を通年（1年間）とするものです。通年会期制では、一旦市長が定例会を招集した後は1年を通して閉会期間がないため、議長の判断により必要に応じて本会議を開くことができ、災害などの突発的な事案に速やかに対応できるようになります。

なお、通年会期制となっても、従来の定例会スタイルを踏襲し、年4回（6月、9月、12月、3月）、現在と同様の日程で定例的に会議が開かれ、集中的に審議が行われます。

#### 2 定例会の会期について

定例会の会期は、4月初旬から翌年3月末日まで（約1年間）を1サイクルとします。

ただし、令和5年の会期については、令和5年7月から令和6年3月末日までとします。

|      | 4月  | 5月 | 6月  | 7月 | 8月  | 9月 | 10月  | 11月 | 12月 | 1月 | 2月  | 3月 |
|------|-----|----|-----|----|-----|----|------|-----|-----|----|-----|----|
| これまで | 臨時会 | 閉会 | 定例会 | 閉会 | 定例会 | 閉会 | 定例会  | 閉会  | 定例会 | 閉会 | 定例会 |    |
| 通年議会 | 開議会 | 休会 | 定例会 | 休会 | 定例会 | 休会 | 緊急会議 | 休会  | 定例会 | 休会 | 定例会 |    |

### 3 定例会の会議の種類及び呼称について

会議の種類及び呼称については、次のとおりです。

#### (1) 会議の種類について

- ①開会会議：定例会の招集により開かれる会議（従来の4月の臨時会）
- ②定例会会議：6月、9月、12月及び2月に定例的に開かれる会議（従来の定例会）
- ③緊急会議：市長又は議員からの要請に基づき、緊急に開く会議（従来の臨時会）
- ④閉会会議：定例会の閉会に際し開かれる会議

#### (2) 会議の呼称について

各会議の呼称は、会議が開かれる暦年、月を冠したものととなります。

- ①開会会議・・・「令和5年伊賀市議会〇月開会会議」
- ②定例会会議
  - ・従来の9月議会の場合・・・「令和5年伊賀市議会9月定例会会議」
  - ・従来の3月議会の場合・・・「令和6年伊賀市議会2月定例会会議」

（※名称は「2月」となりますが、会議期間は従来どおり2月下旬～3月）
- ③緊急会議・・・「令和5年伊賀市議会〇月緊急会議」
- ④閉会会議・・・「令和6年伊賀市議会〇月閉会会議」

### 4 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分（緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない場合に行う専決処分）については、通年会期制の実施により、年間を通して会議を随時開くことが可能であるため、原則として行わず、緊急会議に議案を提出し、議決を求めることとなります。

### 5 その他

定例会会議に提出する議案に係る事務手続きスケジュールの他、一般質問や各常任委員会に関する事項についても、従来からの変更はありません。